

公益財団法人鎌倉風致保存会

令和3年度（2021年度）事業報告書

〔令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日〕

1 事業の概況

令和3年度も、鎌倉市の自然の風光と豊かな文化財を広く後世に伝えるため、公益3事業（緑地保全事業・建造物等保全事業・普及啓発事業）を行いました。

令和元年房総半島台風（9月8日～9日）により、甚大な被害を受けた十二所果樹園は東西を結ぶ連絡通路が通行禁止の状態となっています。この連絡通路は十二所果樹園の生命線であることから、令和3年度は、通行禁止の解除に向けて測量・調査・設計業務を発注しました。

令和2年7月に発生した笹目緑地における倒木事故の結果を真摯に受け止め、このような事故を再び起こすことがないように、当会所有緑地を定期的に、かつ台風の接近等必要に応じて点検し、災害を未然に防止する観点に立ち、倒木等の危険のある樹木については、専門業者に委託して枝払い等必要な措置を行いました。また、草刈が必要となる箇所についても、専門業者に委託して草刈り等必要な措置を行いました。なお、この措置を行うにあたっては、近隣にお住まいの方のご要望を伺い、その要望にできる限り沿うよう配慮しました。

当会の常務理事が交替しても、当会所有緑地の維持管理に対する対応が変わることがないように、理事会に維持管理の状況をまとめた緑地の維持管理報告書を報告することで、当会の理事が当会所有緑地の維持管理の状況を把握できるシステムを構築したことから、このシステムを確実に履行することとしました。また、近隣にお住まいの方からご要望があったときには、いつでも当会所有緑地の維持管理の状況を説明することとしました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されることが3回もあり、新型コロナウイルス感染症への感染と感染の拡大を防ぐ観点から、中止とした行事やイベントがありましたが、一方で、新たにオンラインで開始したイベントや会議もあり、新型コロナウイルス感染症への対応による事業の転換を求められた一年となりました。

(1) 緑地保全事業（定款第4条第2号、第5号、第6号及び第7号）

ア 所有緑地の保全・管理

所有する4緑地のうち、十二所果樹園（5.035ha）と御谷山林（1.567ha）では、会員、市民や企業ボランティアなどを募って、みどりのボランティアとして、緑地の維持管理作業を行っています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止としましたが、近隣にお住まいの会員有志の方の参加を前提とし、さらに令和3年11月からは参加者を会員に拡大し、新型コロナウイルス感染症への対応から中止とした期間があったものの、十二所果樹園で6回、御谷山林で4回、合計10回、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで会員限定の活動を行うことができました。

なお、十二所果樹園での月2回の会員有志の活動は、近隣にお住まいの会員有志の方

の参加を前提とし、さらに令和3年11月からは参加者を会員に拡大し、新型コロナウイルス感染症への対応から中止とした期間があったものの、合計9回、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで樹林地の草刈や果樹の手入れなどを行うことができました。

十二所果樹園では、倒木の処理を専門業者に委託して行いました。また、令和元年房総半島台風により、東西を結ぶ連絡通路で、倒木、倒木に伴う大崩落、法肩崩落や落石が多数発生したため、通行禁止の状態となっています。この連絡通路は十二所果樹園の生命線でもあることから、令和3年度は、通行禁止の解除に向けて測量・調査・設計業務を発注しました。

御谷山林では、ボランティア活動では対応が困難な急斜面において、隣接するお宅の要望を踏まえ、危険木の枝払や伐採について、鎌倉市既成宅地等防災工事費補助金を活用して、緊急業務での発注も含めて専門業者に委託して行いました。

笹目緑地では、令和2年7月、北側の平坦地において、広葉樹の大木が倒れ、隣接するお宅の家屋を一部損壊するとともに、庭木の幹が折れる被害が発生したことから、計画的な維持管理を実施することを前提として、隣接するお宅の要望を踏まえ、危険木の枝払や伐採について、鎌倉市既成宅地等防災工事費補助金を活用して、専門業者に委託して行うとともに、平坦地の冬季剪定や草刈を専門業者に委託して行いました。

坂井家住宅緑地(3,188.53㎡)は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の歴史的風土保存区域に位置し、JR横須賀線の車窓からも望むことができます。鎌倉の玄関口でもある扇ガ谷の景観でもあることから、きめ細やかな維持管理作業を行っています。令和3年度は、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提とし、さらに令和3年11月からは参加者を会員に拡大し、新型コロナウイルス感染症への対応から中止とした期間があったものの、合計12回、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで草刈や花壇の手入れなどを行うことができました。

イ 史跡地及び寺院所有緑地等の保全・管理の支援

国指定史跡等である北条氏常盤亭跡、東勝寺跡、建長寺回春院、朝夷奈切通、大仏切通、泣塔、光則寺、浄光明寺及び光明寺内藤家墓地において、会員、市民や企業ボランティアなどを募って、みどりのボランティアとして、緑地の維持管理作業を行う活動です。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止としましたが、令和4年1月から活動場所を年間活動計画で予定している場所に拡大したことから、大仏切通で1回、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで会員限定の活動を行うことができました。

なお、建長寺回春院での月1回の会員有志の活動については、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提とし、さらに令和3年11月からは参加者を会員に拡大し、新型コロナウイルス感染症への対応から中止とした期間があったものの、合計6回、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで樹林地の草刈や散策路の整備などを行うことができました。

ア、イの活動においては、マスク着用や健康状態チェック表の提出など、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで実施しました。

ウ 新たなトラスト緑地取得のための調査・研究

令和3年度は、新たなトラスト地の情報はありませんでした。

(2) 建造物等保全事業（定款第4条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号）

ア 大佛次郎茶亭一般公開

大佛次郎茶亭は、作家大佛次郎が晩年社交の場として使用した大正8年頃に建築された茅葺き屋根の建物で、昭和58年に保存会が保存建造物に指定し、庭園、茶室等の維持管理費の一部を助成してきました。また、平成21年3月には鎌倉市の景観重要建築物に指定されました。これまで、所有者の協力を得て一般公開を行ってきましたが、景観の維持を前提として改修しても既存の建物を活かす方針で考える方に売却されました。

新たな所有者である一般社団法人大佛次郎文学保存会の同意を得て、令和3年度に保存建造物に指定し、維持管理費の一部を助成しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染や感染の拡大を踏まえて、春・秋の一般公開は行いませんでした。

イ 坂井家住宅の保全・活用と公開

坂井武三郎氏とご家族からご寄付を受けた昭和2年建築の坂井家住宅は、洋館部分が約118㎡、和館部分が約269㎡、全体では約387㎡の建物で、国登録有形文化財（建造物）です。和館の茶室や玄関などは、平成29年度までに修繕が完了しました。令和元年度は、文化庁所管の文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）、神奈川県や鎌倉市の補助金を活用して、国指定等文化財磨き上げ事業として、老朽化が進んだ洋館の屋根と外壁の修繕を行いました。

建物の美観が向上したことから、令和3年度から新たに開始した坂井家住宅庭園公開は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を踏まえ、オンラインでの開催として5回行いました。

ウ 歴史的建造物の調査・研究

令和3年度は新たな歴史的建造物の情報等はありませんでした。

(3) 普及啓発活動事業（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

ア みどりのボランティア活動（緑地保全活動の推進）

緑地の大切さや保全管理活動の必要性を周知するため、会員、市民や企業ボランティアなどを募って、維持管理作業（前記の（1）ア及びイの活動）を行う活動で、令和3年度は36回予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止としました。

《令和3年度みどりのボランティア実施状況》

場 所	予定回数	参加人数
御谷山林	10回	0名
十二所果樹園	9回	0名
建長寺回春院	5回	0名
史跡東勝寺跡	2回	0名

史跡北条氏常盤亭跡	1回	0名
史跡大仏切通	2回	0名
史跡朝夷奈切通	2回	0名
光則寺	2回	0名
浄光明寺	2回	0名
内藤家墓地	1回	0名
合 計	36回	0名

※新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止。

イ ボランティア体験学習・環境学習の実施

(ア) 中学生ボランティア

市内公立中学校の卒業前の3年生を対象とした、地域のボランティア活動です。平成10年から実施しており、今回で24回目となります。認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会、NPO法人山崎・谷戸の会、NPO法人みどりのレンジャーや北鎌倉湧水ネットワークの協力を得て行っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応による不参加が6校で、2校の実施を予定していましたが、鎌倉市が新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を実施すべき区域となったことから、2校とも実施を取りやめました。

《令和3年度実施状況》

実施中学校	参加生徒数	スタッフ・教師数
0校	0名	0名

(イ) 体験学習・研修等の受け入れ

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、体験学習・研修等の受け入れは減りましたが、新たにオンラインでの実施を前提として、積極的に体験学習・研修等を受け入れました。

また、学校法人徳洲会湘南鎌倉医療大学と相互の連携及び協力に関する協定を締結し、令和3年度から体験学習の授業を開始しました。

《令和3年度実施状況》

団 体	実施日	人 数	内 容
湘南鎌倉医療大学 看護学部看護学科 1年生及び2年生	5月8日	23人 (教員12名)	「鎌倉の自然と歴史」をテーマに講義
市立大船中学校 1年生	6月15日	171名 (3クラス)	「鎌倉の自然と風致景観を守る」をテーマに講義 (オンラインで実施)
湘南鎌倉医療大学 看護学部看護学科 1年生及び2年生	7月17日	23名 (教員6名)	建長寺回春院での草刈・講話

湘南鎌倉医療大学 看護学部看護学科 1年生及び2年生	8月27日	23名 (教員8名)	坂井家住宅見学 (オンラインで実施)
湘南鎌倉医療大学 看護学部看護学科 1年生及び2年生	8月28日	23人 (教員4名)	歴史ウォーク・講話 (オンラインで実施)
鎌倉女学院中学校 1年生	11月4日	9名	「鎌倉の自然と景観を守る」をテーマに講義及び坂井家住宅見学
神奈川県 国際日本学部 国際文化交流学科 観光文化コース 2年生	11月13日	15名 (教員1名)	「鎌倉の自然と景観を守る」をテーマに講義、歴史ウォーク(大朽寺～鎌倉歴史文化交流館)及び鎌倉歴史文化交流館見学

ウ 普及啓発イベント等の実施

《令和3年度実施状況》

名 称		実施予定日・実施日	参加者
講 座 等	お話サロン	7月10日(コロナ中止)、9月25日、11月27日、12月18日、1月22日及び3月26日実施(オンライン)	54名
	古都鎌倉の緑と歴史探訪(※1)	10月16日及び11月6日(コロナ中止)	20名
	歴史ウォーク事前座学	6月19日(コロナ中止)、1月8日実施	10名
	歴史ウォーク	7月24日(コロナ中止) 2月5日(コロナ延期)	0名
	坂井家住宅庭園公開	6月26日、8月7日、10月9日、12月11日及び2月12日実施(オンライン)	55名
	クリスマスリース教室	12月4日実施	15名
イ ベ ン ト 等	梅即売会	6月6日(コロナ中止)	0名
	家族で栗拾い	9月11日(コロナ中止)	0名
	かまくら里山フェスタ	11月23日(コロナ中止)	0名
	ナショナルトラストコンサート(※2)	12月19日実施	96名

※1：公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催事業

※2：鎌倉を愛する音楽の仲間との共催事業

エ 広報活動

8月24日から8月30日までの期間、鎌倉駅地下道ギャラリーにおいて、保存会の

活動を周知するため、活動を紹介する展示を行いました。

年4回、会員会報「七くち五さろ」を発行し、会員に活動を周知しました。

月1回、ホームページを更新するとともに、随時公式ツイッターも発信しました。

また、月1回、希望者にはメールマガジンを送信しました。

オ 募金活動

ホームページやイベントにおいて、寄付金や募金をお願いしました。また、台風被害による十二所果樹園災害復旧工事に多額の費用が必要となることをPRしました。

寄付金は、鎌倉市ふるさと寄附金において、使途が指定されている鎌倉風致保存基金への寄附金が主なものとなりますが、令和3年度も500万円を超える寄付がありました。

募金は、市役所ロビーや市の関係機関などに募金箱を設置し、広く募金を呼びかけました。

《令和3年度寄付金及び募金状況》

寄付金	5,981,064円
募 金	68,605円
会 費	936,000円
合 計	6,985,669円

(4) 会員活動（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

当会の会員は会費による支援とともに、会員幹事会を中心にみどりのボランティアや普及啓発事業のイベントの企画や運営を行っています。会員の高齢化が進んでいて一般会員数は減少傾向にありますが、法人会員の新入会がありました。

《会員状況 令和4年3月31日現在》

会員種類	R4年3月31日	R3年3月31日	増減
永年個人会員	38	36	2
永年法人会員	6	6	0
一般会員	234	240	△6
家族会員	55	63	△8
学生会員	0	0	0
法人会員	9	8	1
合 計	342	353	△11

(5) 世界遺産登録への取り組み（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

平成25年にイコモスの世界遺産登録の不記載勧告を受け「鎌倉世界遺産登録推進協議会」は解散しましたが、「鎌倉の世界遺産登録をめざす市民の会」は存続し、保存会が事務局となって活動を継続しています。この世界遺産登録をめざす活動は、保存会の歴史

的景観を後世に伝えるという目的と合致しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、鎌倉の世界遺産登録をめざす市民の会の総会及び推進委員会の開催を休止としました。なお、鎌倉の世界遺産登録に係る4県市による推薦書案作成に関する活動が一時休止となりましたが、今後も活動を継続することを確認しています。

(6) 鎌倉市との協働事業（定款第4条第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号）

鎌倉市との協働事業であるハイキングコース・パトロールは、令和元年度の台風被害によりハイキングコースが通行禁止となったことから、令和元年10月以降実施を取り止めていましたが、通行禁止が解除となった2コースにおいて、令和2年10月からパトロールを再開しました。月1回、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提として、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで、ハイキングコースの安全を確認して、結果を市に報告しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応から休止とした期間もありますが、台風後の臨時パトロールも含めて22回実施し、延べ148名が参加しました。

鎌倉市と鎌倉市教育委員会の後援で、例年11月23日の「みどりの環境感謝の日」に、御谷において「かまくら里山フェスタ」を行っていますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、中止としました。

また、鎌倉市と鎌倉市緑化まつり実行委員会主催で、鎌倉中央公園において開催される「鎌倉市緑化まつり」も、新型コロナウイルス感染症への感染と感染の拡大を防ぐ観点から、中止となりました。

「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」及び「日本遺産いざ鎌倉協議会」に委員を派遣するなどして、鎌倉市との協働に努めました。

(7) 他トラスト団体との協働（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会が開催する全国大会は、新型コロナウイルス感染症への対応から、令和3年度もオンラインでの開催となり、参加しました。

公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催事業である「古都鎌倉の緑と歴史探訪」は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、中止としました。

さらに、年間を通して、市内の自然や歴史的景観の保全を目指す関係団体とも相互に連携・協力しました。

2 庶務の概要

(1) 役員に関する事項

(令和4年3月31日現在)

役職名	氏名	就任年月日	現職等	備考 (最初の就任年月日)
理事長 (業務執行理事)	兵藤 芳朗	R3. 5. 28	元鎌倉市副市長	H24. 3. 8
副理事長 (業務執行理事)	吉田 浩	R3. 5. 28	鎌倉市都市景観部長	R2. 7. 30
常務理事 (業務執行理事)	石山 由夫	R3. 5. 28	鎌倉風致保存会事務局長	H31. 4. 1
理事	岩田 晴夫	R3. 5. 28	鎌倉自主探鳥会代表	H11. 10. 15
理事	村田 佳代子	R3. 5. 28	鎌倉市文化協会理事長	H13. 5. 1
理事	横松 佐智子	R3. 5. 28	一級建築士事務所すまい設計工房主宰	R1. 5. 30
監事	狭川 知己	R1. 5. 30	税理士	R1. 5. 30
監事	廣瀬 信	R1. 5. 30	前鎌倉商工会議所事務局長	R1. 5. 30

(2) 評議員に関する事項

(令和4年3月31日現在)

役職名	氏名	就任年月日	現職等	備考 (最初の就任年月日)
評議員	米澤 寿人	R3. 6. 1	前鎌倉青年会議所理事長	R3. 6. 1
評議員	牧田 知江子	R1. 5. 30	鎌倉市観光協会理事	H21. 11. 2
評議員	岡田 光生	R2. 3. 31	鎌倉市立玉縄中学校長	R2. 3. 31
評議員	今田 正廣	R1. 5. 30	元鎌倉市自治町内会総連合会会長	H25. 3. 27
評議員	吉田 皓二	R1. 5. 30	鎌倉風致保存会会員幹事	H13. 3. 22
評議員	黒川 信幸	R1. 5. 30	鎌倉風致保存会会員幹事	H30. 5. 31
評議員	鈴木 庸一郎	R1. 5. 30	鎌倉市教育委員会 教育文化財部文化財課長	H30. 5. 31
評議員	秋山 崇	R1. 5. 30	鎌倉市都市景観部みどり課長	R1. 5. 30

(3) 役員・評議員の辞任・就任に関する事項

ア 役員（理事）

令和3年5月28日 高柳秀磨氏退任

イ 評議員

令和3年5月27日 牧田芳明氏辞任

令和3年6月1日 米澤寿人氏就任

(4) 理事会・評議員会に関する事項

ア 理事会

開催年月日	議事	開催当日における理事現在数及び議決権を行使した理事の数並びに議事の結果
令和3年 4月22日	【報告事項】 ・笹目緑地における倒木事故への対応について	
令和3年 5月13日	【議案第1号】 ・令和2年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業報告及び収支決算について	理事現在数7名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第2号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会評議員会の招集事項について	理事現在数7名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【報告事項】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会理事長、副理事長及び常務理事の自己の職務の執行状況について他4件	
令和3年 5月26日	【報告事項】 ・緑地の維持管理の状況を把握できるシステムの構築について ・笹目緑地における倒木事故への対応について ・その他	
令和3年 6月3日 (決議があったものとみなされた日)	【議案第1号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会理事長、副理事長及び事務局長を兼ねた常務理事の選任について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員から書面により同意の意思が示され、監事全員（2名）から書面により異議を述べないとの申出により原案のとおり承認可決

令和3年 7月9日	【議案第1号】 ・ 笹目緑地における倒木事故に対する理事会の決議について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第2号】 ・ 示談書の取扱いについて	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第3号】 ・ 公益財団法人鎌倉風致保存会臨時評議員会の招集事項について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
令和4年 3月17日	【議案第1号】 ・ 公益財団法人鎌倉風致保存会就業規程の改定について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第2号】 ・ 公益財団法人鎌倉風致保存会契約職員等就業規程の制定について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第3号】 ・ 公益財団法人鎌倉風致保存会事業積立金の積み立て及び取崩しについて（現年度分）	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第4号】 ・ 公益財団法人鎌倉風致保存会事業積立金の積み立て及び取崩しについて（新年度分）	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第5号】 ・ 令和4年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第6号】 ・ 役員賠償責任保険の加入及びこれに伴う法人の保険料負担について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第7号】 ・ 公益財団法人鎌倉風致保存会評議員会の招集事項について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のとおり承認可決

イ 評議員会

開催年月日	議事	開催当日における評議員現在数及び議決権を行使した評議員の数並びに議事の結果
令和3年 4月16日	【議案第1号】 ・令和3年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業計画書、 収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類について	評議員現在数8名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案の とおり承認可決
	【報告事項】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会事業積立金の積立て 及び取崩しについて他5件	
令和3年 5月28日	【議案第1号】 ・令和2年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業報告 及び収支決算について	評議員現在数8名 議決権行使評議員数6名 全員の賛成により原案の とおり承認可決
	【議案第2号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会理事及び評議員の選任 について	評議員現在数8名 議決権行使評議員数6名 全員の賛成により原案の とおり承認可決
	【報告事項】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会理事長、副理事長及び 事務局長を兼ねた常務理事の選任について他4件	
令和3年 7月13日	【報告事項】 ・笹目緑地における倒木事項への対応について他1件	
令和4年 3月29日	【議案第1号】 ・令和4年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業計画書、 収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類について	評議員現在数8名 議決権行使評議員数5名 全員の賛成により原案の とおり承認可決

(5) 監査の実施状況

令和2年度事業報告書、財務諸表及び付属明細書並びに財産目録について、令和3年5月10日に当会の監事2名による監査を受けました。

(6) 役員賠償責任保険の加入及びこれに伴う法人の保険料負担について

令和3年度は、次の内容で役員賠償責任保険に加入し、公益財団法人鎌倉風致保存会が保険料を全額負担しました。この保険料は181,000円でした。

ア 保険者 C h u b b 損害保険株式会社

イ 保険種類 会社役員賠償責任保険

- ウ 保険期間 令和3年4月1日4時から令和4年4月1日4時まで
- エ 保険契約者 公益財団法人鎌倉風致保存会 理事長 兵藤 芳朗
- オ 被保険者
- (ア) 公益財団法人鎌倉風致保存会（理事、監事及び評議員）
 - (イ) 管理職職員
 - (ウ) (ア) 又は (イ) とともに損害賠償請求された場合の配偶者
 - (エ) 既に退任している役員及び保険契約の保険期間中に新たに選任された役員
 - (オ) 役員又は管理職職員が死亡した場合は、その法定相続人又は相続財産法人
 - (カ) 役員が破産した場合は、その者とその破産管財人
- カ 保険金額 100,000,000 円（てん補責任限度額）
- キ 免責金額 0 円
- ク 付帯特約 初期対応費用補償特約及び専門業務リスク対象外特約

(7) 事務局に関する事項

- ア 職員数（令和4年3月31日現在）
事務局長1名、次長1名及び臨時職員6名

事業報告書の付属明細書

令和3年の事業報告では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する重要な事項はないので作成しない。